

放送大学学園及び放送大学のマーク及びロゴタイプに関する規程

令和4年12月6日

放送大学学園規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学学園及び放送大学（以下「本学」という。）のマーク及びロゴタイプ（以下「ロゴマーク等」という。）の制式及び色彩並びにその使用に関し、必要な事項を定める。

(制式及び色彩)

第2条 本学のロゴマーク等は別記のとおりとする。

2 制式及び色彩等については、別に定める「放送大学マーク&ロゴタイプ使用マニュアル」（以下「使用マニュアル」という。）によるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「マーク」とは、別記様式第一号の標章のことをいう。

2 この規程において「ロゴタイプ」とは、別記様式第二号から第五号までの標章のことをいう。

(使用方法)

第4条 第2条に定めるもの、これらを組合せたもの又はこれらの色彩を変更したもの若しくはこれらと文字を組合せたもの又は結合したものをを使用する場合は、使用マニュアルによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、マークを使用するに当たっては、本学のもものと分かるよう使用しなければならない。

(努力義務)

第5条 ロゴマーク等を使用する場合は、本学の品位及び尊厳を損なわないよう配慮しなければならない。

(使用者の資格)

第6条 ロゴマーク等を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

一 本学

二 本学の役職員

三 放送大学の学生

四 放送大学学生規則（平成22年10月13日放送大学規則第2号）第9条の規定に基づき結成される学生団体

五 主に放送大学の学生であった者により構成される団体のうち、理事長があらかじめ認めた団体

六 放送大学学園会計基準に規定する関連公益法人等

七 その他理事長が許可した者

(使用の範囲)

第7条 ロゴマーク等を付すことができるものは、次に掲げるものとする。ただし、前条第一号で定める者以外の者は営利を目的として、本条第一号から第十一号で定めるものに付して使用することができない。

- 一 本学の学位記、賞状、各種証明書等の公式文書
- 二 本学の看板、旗、公用車等の設備及び備品
- 三 本学が製作する文具等の物品
- 四 本学の役職員の名刺
- 五 本学の印刷教材
- 六 本学が発行する出版物、印刷物及び広報等に関する資料（インターネットを利用して提供するものを含む。）
- 七 本学が制作する放送番組等及びそれに関する映像・画像並びに関連する広報活動等
- 八 本学が制作する広告等
- 九 本学の授業及び講演会に関する資料
- 十 本学を所属先として行う発表用資料（学会・研究会等を含む）
- 十一 前条第四号及び第五号の活動に伴う備品、資料等
- 十二 その他理事長が許可したもの

（使用許可の申請）

第8条 前二条に掲げる理事長の許可については、別に定める使用許可申請書により理事長に申請し、許可を受けなければならない。

2 提出した使用許可申請書の内容に変更がある場合は、直ちに理事長に申し出て、許可を受けなければならない。

（第三者使用の禁止）

第9条 ロゴマーク等を使用する者は、理事長の同意なしにロゴマーク等を第三者に使用させてはならない。

（使用の停止）

第10条 理事長は、当該ロゴマーク等の使用目的又は使用方法等が適当でないと認めるときは、第8条の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

（事務）

第11条 ロゴマーク等に関する事務は、総務部広報課において処理する。

（補則）

第12条 この規程に定めるもののほか、ロゴマーク等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和5年2月15日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、令和4年12月6日から施行する。
- 2 第6条第七号の許可又は第7条第十二号の許可を受けようとする者は、この規程の施行前においても、その申請を行うことができる。

3 第8条第1項の理事長の許可は、この規程の施行前においても行うことができる。

別記様式第1号 (第2条関係)



別記様式第2号 (第2条関係)

放送大学

別記様式第3号 (第2条関係)

放送 大学

別記様式第4号 (第2条関係)

THE OPEN UNIVERSITY OF JAPAN

別記様式第5号 (第2条関係)

**THE OPEN UNIVERSITY
OF JAPAN**